

学習会の開催のご案内

参加費
無料

日時: 2021年11月22日 月曜日 午前10:00~11:45

講師: 山口 益弘 弁護士

内容: 「18歳成人年齢引き下げ 何がどう変わるの?」

会場: 宇都宮市文化会館 第1会議室 (宇都宮市明保野町7-66)

オンライン(Zoom)参加も受け付けます

必ずメールでお申し込みください。URL を送信します。

申込方法 締切 11/17

下記事項をメール または FAX にてお申し込みください。(規定の用紙はありません)

①お名前(フリガナ) ②会場参加 または Zoom 参加 ③緊急時の連絡先 ④ご住所

消費者契約トラブル110番実施のお知らせ

日時: 2021年11月24日 水曜日 午前10:00~午後4:00

電話番号: 028-678-8000 にお電話ください。弁護士が対応します。

このような情報などお寄せください

突然訪問してきた事業者に「屋根が傷んでいます。無料で点検します」と言われました。点検後「このままでは雨漏りするかもしれませんよ、今なら1万5千円で修理ができます」と言われ修理を依頼しました。しかし、作業後に雨漏りの範囲が広いという理由で3万円請求されました。

インターネットの広告で見つけたダイエットサプリメントが気に入り広告を読んでいると「初回無料で2回目以降は、電話でいつでも解約できる」と書いてあったので申し込みました。2回目購入前に解約しようと思い、解約専用の電話番号にかけたのですが、何度かけてもつながりません。

*弁護士が電話で対応します *消費者トラブルの要因となった勧誘行為・約款の情報です。*事業者との間に立った斡旋は行いません。*ご提供いただきました情報は、とちぎ消費者リンクの検討委員会で検討後、必要があれば事業者への是正取り組みを行います。*情報をお寄せいただいた方に事業者から連絡が入ることはありません。

令和3年9月4日(土) 13時より、適格消費者団体連絡協議会の全体会議は、前回同様コロナ禍による感染リスクを避けるためWeb(Zoom)で開催されました。今回の全体会議の司会進行は当とちぎ消費者リンクが担当しました。事務局長で弁護士の服部先生が司会を担当され、検討委員白土も同席いたしました。予定では13時消費者庁次長の開会の挨拶で始まることになっていましたが、Zoomの設定ミスから30分遅れての開始となりました。消費者庁次長の開会挨拶、消費者庁報告と進められました。消費者庁制度課からは①消契法に関する検討会の状況、②特例法に関する検討会の状況について報告がありました。続いて被害回復手続きの報告、差止め請求の報告(定期購入関係)その他の差止め請求報告の3議事について報告がありましたが、2つの事案について報告いたします。

被害回復手続きの報告では東京医大に関しては女性、多浪生等を不当に不利益に考慮する事実を明らかにしていなかった入学試験の受験料返還請求では最終的には和解で回収額は68,359,012円で対象消費者は559人との報告があり、順天堂大学についても同じように手続きをとり9月17日に判決言渡しがあるとのことでした。

差止め請求では、消火器不当勧誘事案の報告が消費者市民ネットとうほくからありました。消火器の訪問販売事業者で被害が多発、行政処分が繰り返され、長年消費生活センターが手を焼いていた業者に対して消費者契約法・特定商取引法・景品表示法違反を理由に不当条項・不当表示の差止請求を行ったということで

す。判決で不当条項、不当勧誘、不当表示が認められたことについて説明がありました。消費者庁報告の中で、制度や特定適格消費者団体についての認知度・理解度に課題があるとし、情報取得の観点からは、一般消費者の認知度の他、国民生活センター及び消費生活センターなどを含む地方公共団体等における制度の理解や活動状況の把握が必要と環境整備の報告がありました。私たち消費生活相談員も出来る範囲で情報収集に協力していきたいと思いました。

山口理事長の閉会の挨拶があり、司会進行と参加者の方々のご協力で予定時間に終了することが出来ました。

株式会社Fast Fitness Japan への申入れ活動を終了しました

2020年8月より株式会社Fast Fitness Japanの「エニタイムフィットネス利用規約」内の

1. 免責条項、2. 規約の改定、3. 管轄裁判所

について申入れを継続してきました。その結果、1・2について当法人の申入れに沿う形で改定がなされたことを確認しましたので、申入れ活動を終了しました。管轄裁判所については、事業者と紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄にするという条項の「削除」を求めていたのに対し、削除とならなかったものの、他の点については改善されたことを踏まえ申入れ終了とさせていただきます。

検討委員 弁護士 竹田進之介

	問題となった規約の内容	申入れたこと	申入れの根拠	結果
1	①未成年者が入会を希望する場合、親権者が規約に基づく責任を本人と連帯して負うという規約	「削除」すること	①未成年者の行為について親権者が常に連帯して債務を負うという法令上の根拠はなく、民法の適用による場合に比し、消費者である会員の義務を加重する条項であるとともに、信義則に反して会員にとって一方的に不利な条項として、消費者契約法第10条により無効と考えられる。	削除されました。

	②会員が紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した損害について、会員は、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければならないという規約		②民法の基本原則である過失責任の原則からすれば、ビジターの行為について当該会員が損害賠償義務を負うのは当該会員自身にも帰責性がある場合のみであり、民法の適用による場合に比し、消費者である会員の義務を加重する条項であるとともに、信義則に反して会員にとって一方的に不利な条項として、消費者契約法第10条により無効と考えられる。	
2	事業者が、会員の事前の承諾を得ることなく、規約を改定できるという規約	「削除」か「適切な条項に修正」	事業者に一方的な規約の変更権を与えるものであり、消費者契約法10条により、無効と考えられます。	適用法令に従った規約変更ができるとの条項に修正されました。

検討委員会活動報告

事業者	経過 等
株式会社ローソン (コンビニエンスストア)	2021.6.25 再申入れ 2021.7.30 回答 再申入れに沿った形での規約改定を確認した。しかし、改定規約の中に問題点が見つかり、再申入れをすることにした。
株式会社三和住宅 (不動産賃貸業)	2021.6.25 再申入れ 建物賃貸借契約書について書面を郵送したが、今のところ回答がない。今後の対応について検討中。
サイクルスポーツ マネジメント株式会社 (スポーツサポーターズクラブ)	2020.8.20 申入れ 「2019 宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会員規約」及び「宇都宮ブリッツェン公式ファンクラブ会員特約」について申入れ行ったが未だ回答が得られないため、電話連絡して回答をもらえるよう依頼した。
株式会社ナリススタイル (塗装工事業社)	2021.2.18 申入れ 8週間以上にわたって ①塗装料金を「通常価格 360,000円→250,000円(税抜)」と ②足場が必要な場合は「通常15万円のところ、今回は特別に10万円」と記載され、配布されたチラシが不当な二重価格表示にあたる 2021.3.22 回答 申入れに沿う形でチラシを改定した 改定されたチラシの送付を求めたが返信がなかった。その後、ポスティングされたチラシで改定されたことを確認したため、申入れを終了することとした。
株式会社悠優コスメティクス (通信販売 化粧品販売)	2021.6.14 お問い合わせ FAXでの定期解約受付に関して、電話での定期解約受付に関して、メールでの定期解約受付に関して、解約受付、解約完了について 2021.6.29 回答 それぞれ解約方法についての回答を受理。今後の対応について検討中
株式会社 ALL&ソリューションズ (探偵社)	2021.6.25 申入れ 探偵業務に着手前に解約する場合でも調査料金の10%か10万円のいずれか高い方を支払うとする違約金条項に対する申入れ 等 2021.7.29 回答 受理した回答について検討し、お問い合わせ兼申入れ書を郵送
株式会社さくら住建 (塗装工事業社)	2021.6.25 申入れ 株式会社ナリススタイル(塗装工事業者)への申入れと同様の内容で申入れ 2021.7.27 回答 申入れに沿う形でチラシを改定することから、改定されたチラシの送付を依頼

当法人では申入書を送付した事業者について、当法人からの申入書、事業者からの回答書をホームページに公開しています

適格消費者団体めぐり⑭ NPO 法人消費者支援機構関西

団体プロフィール

特定非営利活動法人

消費者支援機構関西

(略称 KC's ケーシーズ)

所在地 〒540-0024

大阪市中央区南新町一丁目2番4号

椿本ビル5階502号室

組織概要 (2021.3.31 現在)

団体正会員 13 団体

個人正会員 99 名

団体賛助会員 77 団体

個人賛助会員 82 名

主な活動 (消費者支援機構関西ホームページより抜粋)

1 沿革

2005年12月3日 設立

2006年4月3日 NPO 法人登記

2007年8月23日 適格消費者団体の認定を取得

2015年1月9日 認定 NPO 法人の認定を取得

2017年6月21日 特定適格消費者団体の認定を取得

2 株式会社メルカリに対するお問い合わせ

株式会社メルカリが運営するオンライン・フリーマーケット・サービス「メルカリ」においてユーザー（出品者・購入者）間あるいはユーザーと第三者間でトラブルが発生した場合における株式会社メルカリの対応に関して、問題点があるのではないかと考え、お問い合わせや問題点の指摘を行いました。しかし、両者には見解の相違があり、その見解の相違が完全に解消されるには至らず、お問い合わせ活動を一旦終了することにしました。

理事会・委員会などの日程

10/14 (木) 第5回検討委員会 (WEB) 10/25 (月) 第3回理事会 11/16 (火) 消費者ネットワーク
11/22 (月) 学習会「18歳成人年齢引き下げ 何がどう変わるの？」 11/24 (水) 消費者契約トラブル110番
11/30 (火) 第6回検討委員会 12/16 (木) 第4回理事会

被害の情報をお寄せください

商品を購入した時・勧誘を受けた時、広告の表示に関して、「おかしい」「納得いかない」などということはありませんか？みなさまからの情報提供が消費者被害を防ぎます！電話、ホームページでお知らせ下さい。お寄せいただいた情報を検討し、事業者に対して不当な行為をやめるよう求めることができます。ただし、事案の経過などについては、お知らせできませんのでご了承ください。

加入お申込み・お問い合わせ

適格消費者団体 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク 事務局

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

E-mail: cont@tochigilink.org URL: <https://www.tochigilink.org> TEL/ FAX 028-678-8000

商品事故・契約トラブルにあった時は、消費者ホットライン 188 (いやや!) にお電話を！
お近くの地方自治体の消費生活相談窓口をご案内します